

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市諏訪赤十字病院移転新築事業補助金
補助事業等の目標	先進専門高度医療の充実
補助事業等の対象者	諏訪赤十字病院
補助対象経費	病院移転新築事業に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	事業者の事業資金である 50 億円以内の借入金の元金及び年 4 % 以内の利子相当額 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 11 年 4 月 5 日
補助事業等の終了時期	平成 42 年 10 月 4 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 借入金返済期間が 3 年を超えるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	補助金は、平成 11 年度から平成 42 年度までの間、毎年度事業者に交付するものとする。 補助金の交付を受ける事業者は、以下に定める事項を遵守しなければならない。 (1) 市民の病床確保について最善を期すること。 (2) 市民に対する検診、講座及び医療情報の提供などによる市民の健康管理及び医療サービスの向上に努めること。 (3) 保健、医療及び福祉関係機関との連携に努めるとともに、老人保健施設、在宅介護支援センター及び訪問看護ステーションの運営など市の施策に積極的に協力し、その中核的役割を果たすこと。 (4) 市民の緊急医療体制について一層の充実を図るとともに、災害時の市民の救済について、市との協力体制に努めること。 事業者は経営に係る状況を毎年市長に報告しなければならない。
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康予防係